

掛川市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、若年者及び低所得者の婚姻に伴う経済的負担を軽減し、地域における少子化対策を強化するため、婚姻を機に新たに住宅を取得し、若しくは賃借し、又は引越した新婚世帯に対し、予算の範囲内において、補助するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「新婚世帯」とは、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦のうち、次のいずれにも該当する世帯をいう。

ア 申請時において、夫婦の住民票の住所が2の(3)又は(4)の住居となっている世帯

イ 申請時において、申請に係る住宅の名義（賃借の場合にあっては契約名義人）が夫若しくは妻又は夫婦共同名義である世帯（ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。）

ウ 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下である世帯

エ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住居に定住する意思がある世帯

オ 世帯の所得（所得・課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。）が400万円未満である世帯（ただし、新婚世帯に婚姻を機に離職をし、申請時において無職の者がいる場合は、その者の合計所得金額を0円とみなして新婚世帯の所得を算出するものとする。）

カ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

キ 過去に夫婦の双方又は一方が掛川市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたことがない世帯

ク 申請の時点において、夫婦のいずれも、納期限が到来している掛川市税を滞納していない世帯

ケ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講している世帯

(2) この要綱において「補助対象期間」とは、補助の対象となる新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日（同居を開始した日が、令和2年12月31日以前の場合にあっては、令和3年1月1日）から令和4年3月31日までの期間をいう。

(3) この要綱において「住居費」とは、補助対象期間において婚姻を機に掛川市内で新たに住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住居に係る住宅の購入費、賃料（補助対

象期間において賃貸住宅に居住することにより生じ、支払った賃料に限る。)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料(以下「賃料等」という。)をいう。ただし、賃料等について勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、その金額に相当する額を控除した額をいう。

(4) この要綱において「引越費用」とは、補助対象期間において婚姻を機に掛川市内に転居する際に要した費用のうち引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(5) この要綱において「貸与型奨学金」とは、公的団体又は民間団体より、修学や生活のために貸与された資金をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

ウ 申請の時点で発行される直近の所得・課税証明書(夫及び妻のもの)

エ 住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し(住居を取得した場合にる。)

オ 住居の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居を賃借した場合に限る。)

カ 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居を賃借した場合であって、給与所得者の場合に限る。)

キ 引越しに係る領収書の写し(引越費用を申請する場合に限る。)

ク 離職票若しくは離職したことを証する書類又はその写し及び交付申請の時点において無職であることを証する書類(婚姻を機に離職した者がいる場合に限る。)

ケ 貸与型奨学金を返済したことがわかるものの写し(所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する場合に限る。)

コ 住民票の写し(世帯全員分、続柄・本籍の記載があるもの)

サ 市税の完納証明書(申請時に証明が出る場合に限る。)

シ 2の(1)ケに掲げる講座等の受講証明書(ただし、受講開始日等の都合により申請する場合には、講座受講開始となった場合に、速やかに講座を受講する旨の誓約書(様式第3号)を提出し、受講後、証明書を速やかに提出すること。)

ス 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の決定及び確定

市長は、第4による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 必要があると認めた場合に現地調査等を行い、報告及び書類の提出を求めることがある。

第7 請求の手続

提出書類 1部

請求書（様式第5号）

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6に規定する補助金の請求及び交付については、同日後も、この告示は、なおその効力を有する。

別表

区 分	補助額	
婚姻日における年齢が夫婦のいずれも29歳以下の世帯	住居費及び引越し費用を合算した額とし、60万円を限度とする。	(千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)
婚姻日における夫婦のいずれかの年齢が39歳以下の世帯	住居費及び引越し費用を合算した額とし、30万円を限度とする。	

年 月 日

掛川市長 宛

住 所

申請者 氏 名 印

電話番号

掛川市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

掛川市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日		年 月 日		
2 新居に住民票をおいた日		夫： 年 月 日	妻： 年 月 日	
3 事業内訳 (支払済の経費 に限ります。)	住居費 (購入)	契約日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	住居費 (賃貸)	契約期間の起算日	年 月 日	
		家賃 (B)	月額	円
		住居手当 (C)	月額	円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 =	円 × か月 円
		その他費用 (E) ※	円	
引越し	費用 (F)	円		
合計 (A + D + E + F)		円		
4 公的制度による家賃補助	<input type="checkbox"/> 私及び配偶者は、他の公的制度による家賃補助を受給していません。			
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得・課税証明書 (夫婦 2 人分) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 売買契約書若しくは工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住居費の領収書等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (給与所得者分) <input type="checkbox"/> 引越費用の領収証等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し (続柄・本籍入) <input type="checkbox"/> 掛川市税完納証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			
補助申請額				
<p>私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍 (婚姻届を含む)、住民票、所得及び市税の納付状況について掛川市役所関係各課に照会することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者氏名 印 配偶者氏名 印</p>				

※ 敷金、礼金 (保証金等)、共益費、仲介手数料

掛川市長 宛

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況（ 年 月 分～）

(1) 支給している 月額 _____ 円

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号

掛川市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

誓 約 書

下記の理由により、講座の受講の提出が出来ませんが、受講が可能となったら、速やかに講座を受講し、受講証明書を提出します。

- 1 受講できない理由
- 2 受講予定日

なお、市で受講状況を確認できない場合、市で補助金の決定及び確定を取り消すことに異議はありません。

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市結婚新生活支援事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、掛川市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第5により、次のとおり決定及び確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

年 月 日

掛川市長 宛

住 所

氏 名

印

電話番号

掛川市結婚新生活支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定及び確定を受けた掛川市結婚新生活支援事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

口座振替先金融機関名

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※ 口座名義については、必ず請求者氏名と一致すること。